

## 「建物状況調査」申込における注意事項（個人申込用）

ジャパンホームシールド株式会社（以下「JHS」といいます）が提供する「建物状況調査」サービス（以下「本サービス」といいます）をお申込み頂くにあたり、以下に注意事項（以下「本注意事項」といいます）を記載します。本注意事項をお読みいただき、内容をご理解、ご承諾いただいたうえで本サービスをお申込みください。本注意事項の内容をご承諾いただけない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

### 第1条（サービスの範囲）

JHSは、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に従い本サービスを提供します。

### 第2条（本サービスの申込者・申込方法）

本サービスは、JHS所定の申込方法を通じて申し込みを行う個人の方（以下「申込者」といいます）のみ申込を行うことができます。（法人の方のお申し込みは別途JHSへの登録等が必要となります）また、申込書類の受渡しや検査日程の調整等はJHSが指定する方法により行います。

### 第3条（契約の成立）

本サービスにかかる申込者とJHSとの契約（以下「本契約」といいます）は、JHSがJHS所定の申込書による申込みまたはJHSが別途認めた方法による申込みを受け付け、JHSがこれを承諾したことにより成立するものとし、但し、JHSが第5条に基づく日程調整に着手した場合またはJHSが申込書を受領してから5営業日以内に申込みを承諾しない旨通知しない場合は、申込みを承諾したものとみなします。

### 第4条（価格等）

1. 本サービスの代金は別表に定めるとおりです。
2. 本サービスの代金は、第3条に定める申込書もしくはJHSが別途認めた方法に支払条件の記載がある内容に基づき申込者に対して請求されます。
- 3.

### 第5条（検査日程調整）

1. 本サービスに基づき検査を行う日（以下「検査日」といいます）は、申込者との調整のうえ決定します。なお、申込から検査日まで通常10日間程度要します。また、混雑状況によりさらにお待ちいただく場合があります。
2. 検査は日曜祝日を除く、月曜日から土曜日までに行います。

### 第6条（キャンセル・変更）

1. 検査日決定後、検査日時の変更を希望する場合には、予定日の1営業日前（月～金曜日。但し、祝日、会社指定休業日を除く）の15:00までにJHSにご連絡ください。
2. 第4条第2項にかかわらず、前項の期限以降のキャンセルまたは日時の変更の申し出がなされた場合、キャンセル料として検査代金の全額をお支払いいただく場合があります。

### 第7条（委託）

JHSは、本サービスに関し、JHSが実施する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

## 第8条（検査対象となる物件）

本サービスが対象とする物件（以下「対象物件」といいます）は既存の戸建住宅及び共同住宅（住戸型）とします。

## 第9条（検査箇所）

本サービスに基づく対象物件の検査箇所は別紙に定める通りです。但し、対象物件の建築状況、仕様等により検査できない箇所がある場合があります。

## 第10条（検査方法・目的）

1. 本サービスに基づく対象物件の検査（以下「本検査」といいます）は、目視・打診・触診及び計測等による非破壊検査です。
2. 本検査は検査時における対象物件の状況について、予め定めた事象の有無を検査するものです。
3. 本検査は以下各号の内容を目的としたものではなく、以下各号の内容は含まれておりません。
  - ① 建物に瑕疵があるかどうかを判断すること
  - ② 建物の時間経過による変化が無いことを保証すること
  - ③ 建築基準関連の各法令等に準拠しているかを判断すること
  - ④ 検査時に認められた事象が発生した原因を解明すること
  - ⑤ 設計図書との整合をとること
  - ⑥ 耐震性や省エネ性等の建物にかかる個別性能項目について、当該建物が有する性能の程度を判断すること

## 第11条（検査範囲）

1. 本検査の検査範囲に、擁壁、カーポート、ウッドデッキ、サンルーム等の工作物及び別棟（離れ）は含まれません。
2. 本検査は、歩行その他通常的手段で移動できる位置から、前条第1項記載の方法により別紙記載の検査箇所を検査するものであり、壁内部、移動困難な家具等にて遮蔽された箇所並びに高所をはじめ、対象物件内のすべての箇所を網羅的に検査するものではありません。

## 第12条（立入り、検査実施の承諾）

1. 本検査の実施に際し、物件所有者または代理人等の立会いが必要です。立会いがなされない場合は本検査を実施できません。
2. 申込者は、検査日の前日までに、その責任で対象物件の敷地及び室内へ検査員が立ち入ること及び検査箇所等に関して室内外で写真撮影を行うことについて、物件所有者、近隣住民、管理組合等からの承諾を得るものとします。
3. 第1項の立会いがなされなかったこと又は前項の承諾が得られていなかったことにより本検査が実施できなかった場合、JHSが負担した費用及びJHSに生じた損害を賠償いただくことがあります。

## 第13条（検査内容の変更）

JHSの責に帰すことができない事由又は対象物件の現状、台風や積雪等の自然事象等により、JHSの判断の元、検査日程の変更や検査内容の全部または一部を変更もしくは中止することがあります。この場合、JHSは一切の責任を負いません。また、この場合において、検査代金の返金・減額等には応じません。

#### 第 14 条（修繕・交換）

本検査の過程において JHS が発見した建物の瑕疵、不具合、劣化または欠陥等について、発見の有無及び発見の可否にかかわらず、JHS は本検査の過程で修繕や交換等を行いません。また、これに起因して損害、クレーム、トラブルが発生した場合でも JHS は一切の責任を負いません。

#### 第 15 条（給排水管路検査）

1. 給排水管路検査は建物状況調査に含まれます。
2. 給排水管路検査の検査前日までに電気・ガス・水道を開栓し、検査当日に使用可能な状態にしてください。また、エコキュート及び電気温水器は検査前日から電源を入れたままにし、当日に使用可能な状態にしておいてください。
3. 前項に定める事項が実施されていない場合、本検査は実施できません。この場合、JHS は一切の責任を負いません。また、検査代金の返金・減額等には応じません。

#### 第 16 条（検査報告書）

本検査の結果は検査報告書として、検査実施日より 1 週間程度でメールにて申込者宛に電子納品します。

#### 第 17 条（調査結果の説明）

1. JHS が必要と認めた場合には、JHS もしくはその委託先等が検査報告書の内容について説明を行う場合があります。
2. 前項により JHS もしくはその委託先等が検査報告書の内容について説明を行う場合においても、申込者等に対し、直接訪問しての説明は行いません。

#### 第 18 条（検査報告書の取り扱い）

1. 報告書等の著作権は JHS に帰属します。JHS の書面による事前の承諾なく、一部全部を問わず、検査報告書について複製、転載、加工、翻案、翻訳、改変等を行うことを禁じます。
2. 申込者が、検査報告書を第三者へ提供、開示することについて JHS は一切関与せず、また JHS はその結果について責任を負いません。

#### 第 19 条（責任の範囲）

1. 検査報告書の他、JHS が本サービスで提供する情報については、正確性、有効性の確保に努めていますが、それらを保証するものではありません。
2. JHS に提供された資料の不足や記載事項の誤り、その他 JHS の責めに帰すべき事由によらずに生じた損害について、JHS は一切の責任を負いません。
3. 本サービスを利用し申込者が第三者に対して損害・紛争を発生させた場合は、申込者は自己の責任でこれを解決するものとします。
4. 本検査の結果が対象物件の売買等に与える影響に関し、JHS は一切の責任を負いません。
5. JHS が指摘しなかった不具合等により申込者に損害が発生したとしても、JHS は損害賠償の責任を負いません。但し、JHS の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
6. 本サービスに関して、JHS の責めに帰すべき事由により JHS が損害賠償責任を負う場合は、JHS が本サービスに関して受領した委託料金の総額を上限とします。また、付随的損害、間接損害、特別損害及び逸失利益にかかる損害については責任を負わないものとします。

## 第 20 条（権利譲渡の禁止）

申込者及び JHS は相手方からの書面による承諾を得なければ、本契約から生じる権利または義務を第三者に譲渡することならびに承継させることはできないものとします。

## 第 21 条（合意管轄）

本サービスに関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 22 条（反社会的勢力排除）

1. 申込者及び JHS は相手方（相手方の取締役、監査役、執行役、執行役員、顧問、相談役及びその他実質的に相手方の経営若しくは運営を支配し又は相手方の経営若しくは運営に関与している者並びに本契約に基づく取引において相手方を代理又は媒介する者を含む。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの通知、催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます）であるとき、又は暴力団等反社会的勢力が相手方の経営若しくは運営に実質的に関与しているとき。
- ② 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力又は暴力団等反社会的勢力の関係者を利用するなどしているとき。
- ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 本契約に関連する契約（以下「本関連契約」といいます）の当事者又は代理若しくは媒介を行う者が暴力団等反社会的勢力であることが判明し、本関連契約の解除その他の必要な措置（以下「本件措置」といいます）を講ずるよう求められたにも関わらず、正当な理由なく直ちに本件措置を実施、完了しないとき。
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力との間で、法令上の義務がないにも関わらず、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し若しくは運営に資することとなる何らかの関係を有しているとき。
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に関与している企業、団体又は個人であることを知りながら、これを使用しているとき。
- ⑦ 本契約に基づく取引に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けたにもかかわらず、当該介入の事実に関する報告を怠ったとき。
- ⑧ 暴力的、脅迫的又は威圧的な違法行為を行ったとき。
- ⑨ 偽計又は威力を用いて業務を妨害したとき。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）及び同施行規則等、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）並びに暴力団排除に関する条例のいずれか一つにでも違反したとき。

2. 申込者及び JHS は自己が前項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても当該事由のいずれにも該当しないことを相互に確約するものとします。

3. 本条第 1 項に基づく解除がなされ、解除権を行使した者（以下「解除権者」といいます）に損害が発生したときは、解除権を行使された者（以下「被解除権者」といいます）は、解除権者に生じた損害を賠償するものとします。また、被解除権者はこの解除と同時に解除権者に対して有するすべての債務についての期限の利益を喪失するものとします。

4. 本条第1項に基づく解除がなされ、その結果被解除権者が損害を被ったとしても、解除権者は損害賠償義務を負わないものとします。
5. 申込者及び JHS は本関連契約の当事者又は代理若しくは媒介を行う者が暴力団等反社会的勢力であることが判明し、本件措置を講ずるよう相手方から求められたときは、正当な理由がある場合を除き、直ちに本件措置を実施、完了するものとします。
6. 申込者及び JHS は本契約に基づく取引に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告するものとします。

#### 第23条（個人情報の取り扱いについて）

個人情報の取り扱いについて、下記の内容を確認し、かつこれに同意した上で本サービスをお申し込みください。

1. JHS が提供を受けた申込者の個人情報は、本サービスに関する役務の提供のために使用します。また、個人を識別できない状態に加工したうえで第三者に提供することがあります。
2. JHS は、以下の場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはありません。
  - ① あらかじめ本人が同意している場合
  - ② 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務の再委託を行う場合
  - ③ 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、株式会社 LIXIL グループ及びその関連会社に対し提供する場合
  - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
  - ⑤ 裁判所、検察庁、警察またはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合
  - ⑥ 法令により開示または提供が許容されている場合
  - ⑦ 合併その他の事由による事業の承継に伴い個人情報を提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲で取り扱われる場合

※個人情報の開示・訂正・削除等の請求については、下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先：ジャパンホームシールド株式会社 人事総務部

〒130-0026 東京都墨田区両国 2-10-14 両国シティコア 17F

電話番号 03-5624-1586 FAX 03-5624-1540

メールアドレス [toiawase1@j-shield.co.jp](mailto:toiawase1@j-shield.co.jp)

別紙 検査箇所（第9条）

申込種別	物件種別	部分	部位
建物状況調査	戸建	構造耐力上主要な 部位に係るもの	外壁及び軒裏
			バルコニー
			基礎
			床(内部)
			壁(内部)
			天井(内部)
			柱及び梁
			土台及び床組(床下点検口内)
			小屋組(小屋裏点検口内)
			雨水の浸入を防止する 部分に係るもの
	外壁		
	軒裏		
	バルコニー		
	壁(内部)		
	天井(内部)		
	共同	構造耐力上主要な 部位に係るもの	外壁
			バルコニー・共有廊下等
			基礎
			床(内部)
			壁(内部)
天井(内部)			
柱及び梁			
床スラブ(床下点検口内)			
天井裏(天井裏点検口内)			
雨水の浸入を防止する 部分に係るもの			屋根
	外壁		
	壁(内部)		
	天井(内部)		
	天井裏(天井点検口内)		
	キッチン		
建物状況調査 オプション	戸建 共同	給排水管路に 係るもの	洗面室・浴室・トイレ
			床下配管・天井裏配管
			屋外配管